

# 埼玉県犯罪被害者等応急的日常生活支援事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県犯罪被害者支援条例第2条に定める犯罪被害者等（以下、「被害者等」という。）に対し、日常生活支援を実施することにより、犯罪被害からの早期回復又は軽減を図ることを目的とし、応急的な支援に必要な事項を定める。

## (支援対象者)

第2条 支援対象者は、埼玉県内に居住する被害者等のうち、犯罪等により受けた著しい身体的又は精神的な被害、その治療、リハビリ等のため、若しくはその被害に係る刑事及び民事に関する手続きや生活事情により、家事、介護又は育児に従事することが困難である者とする。

## (欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業を実施しないものとする。

ただし、本事業を実施することが社会通念上相当であると知事が認める特段の事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 被害者等が当該犯罪等を教唆し、若しくは帮助し、又は容認していたとき。
- (2) 被害者等に犯罪等を誘発する行為がある等、犯罪等の原因について被害者等の責めに帰すべき事由があるとき。
- (3) 被害者等が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属しているとき。
- (4) 相被疑事件のとき。
- (5) 虚偽申告の疑いがあるとき。

## (支援の申込)

第4条 支援対象者が支援事業の利用を希望する場合は、「応急的日常生活支援事業支援申込書（様式1）」を提出すること。

なお、知事が特別の事情があると認める場合は、口頭（電話連絡、オンラインツールを利用した面談を含む）による申込をすることができる。

2 知事は申込者に対して、その申込内容を確認するための面談等の調査の他、関係書類の提出を求めることができる。

ただし、利用対象者が上記の手続きを行うことが困難な場合には、当該支援対象者を支援する親族等が、支援対象者からの同意を得て、上記を代行しても差し支えない。

3 知事は申込者から、居住市町村において生活支援を担当する部署（当該市町村から生

活支援の業務を受託している団体を含む) 及び本事業に基づき支援を実施する事業者等への情報提供について同意を得るものとする。

(支援の決定)

第5条 知事は、前条の申込を受けたときは、速やかに必要な調査等を行い、申込内容を審査して支援の可否を決定し、「応急的日常生活支援事業支援決定通知書（様式2）」により当該申込者に通知する。

(支援の期間)

第6条 原則として最終の被害発生日より半年以内とする。

2 加害者に対する刑事若しくは民事裁判の手続等犯罪被害に関し必要となる事務手続のために日常生活支援を必要とする場合で、他の公的サービス等では対応が困難な場合など、これによりがたい場合には、必要最小限の範囲に限り期間を延長することができる。

(支援の限度)

第7条 介護保険等類似する他の公的サービス等を利用可能な場合は、その活用を優先する。

(1) 他の類似する公的なサービスの利用条件に該当しない場合

1 事案あたり20時間又は3万円のいずれか多い方を限度とする。

(2) 他の類似する公的なサービス等の利用が可能な場合

当該事業による支援後の自己負担相当額について支援するものとし、1事案あたり20時間又は支援額2万円のいずれか少ない方を限度とする。ただし、支援開始と同時期に類似する公的なサービスの利用申請を行っている場合で、当該公的サービスを遡及して適用することが困難な場合には、上記(1)を適用する。この場合、助成限度額は上記(1)の額を超えることはできない。

(3) 被害時点で他の類似する公的サービス等を利用していた場合

被害を契機に類似する公的サービス利用の利用量が増加した場合は、その増加分について、本事業の対象とする。また、1時間当たりの単価の上限は2,500円とする。ただし、これによりがたい場合は、支援対象者の居住する地域の類似する公的サービスにおける1時間分の単価に相当する額とする。

(4) 支援の限度額

原則として世帯ごとで算定する。ただし、これによりがたい特段の事情があると知事が認めた場合には、個別に算定単位を定めることが出来る。

(支援の内容)

第8条 次に掲げる支援のうち、支援対象に対し必要と認められたものとする。

- (1) 家事援助（調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買い物等）
- (2) 外出援助（通院等の付き添い、外出時の見守り等）
- (3) 育児・介護援助（保育、保育サービス等への送迎、介護を必要とする者等の見守り等）

（支援の方法）

第9条 支援は、前条に関する業務を実施している下記のいずれかに該当する事業者（以下、「支援事業者」という。）に支援対象者が依頼して実施する。

- (1) 介護保険法に基づく訪問介護（介護予防含む）の事業者指定を受けている者
- (2) 障害者総合支援法に基づく居宅介護の事業者指定を受けている者
- (3) その他、前条に関する事業の実施について、自治体から法令又は条例に基づき許認可又は指定を受け、若しくは国、自治体から類似する同様の事業について受託した実績があること。ただし、これらの実施の後に不正行為等による許認可又は指定の取消を受け、若しくは委託契約を解除された場合は対象外とする。
- (4) 日常生活支援に相当する事業を実施する市町村、市町村社会福祉協議会、市町村シルバーパートナーセンター又はこれに準ずる公的機関。
- (5) その他、上記(1)から(4)に準ずる事業者と知事が認める者。

（支援に要した費用の支払い方法）

第10条 本事業の支援対象者が、前条に定める支援事業者による支援を利用した場合、支援対象者は支援事業者に対してその費用を支払い、県は支援対象者からの「応急的日常生活支援事業請求書（支援対象者用）様式3」に基づき、その費用の相当額を支援対象者へ支払う。

2 支援対象者が当該費用を支払うことができない特段の事情があると認める場合は、県は支援事業者からの「応急的日常生活支援事業請求書（事業者用）様式4」に基づき、その費用を支払うことができる。

（支援費用の返還）

第11条 本事業により県が支払った費用について、支援対象者が第2条に規定する支援の対象者に該当しないことが判明したとき、又は第3条に規定する欠格事項に該当することが判明したときは、支援の対象者に支払った費用の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前条第2項の定めにより支援事業者に支払った費用については、支援対象者に求償することができる。

（個人情報の保護等）

第12条 支援にあたっては「個人情報の保護に関する法律」その他法令を遵守し、個人情報を適切に保護しなければならない。

- 2 当該支援に関する資料又は個人データについては適切に保管することとし、情報流出防止の措置を講じることとする。
- 3 本実施要領に基づいて作成した文書等は、支援を終結したときから5年間保管する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

埼玉県犯罪被害者等のための生活支援事業実施要綱（平成31年4月1日施行）は廃止する。